

接骨院・整骨院、はり・きゅう、 マッサージの正しいかかり方

～・～ 医療費の適正化にご協力をお願いします ～・～

柔道整復師（接骨院・整骨院）、はり・きゅう・マッサージ師の施術を受ける際は、国民健康保険（保険証）が「使える場合」と「使えない場合」があります。

保険の使える範囲を正しく理解されたうえで施術を受けていただきますようお願いいたします。

接骨院・整骨院にかかる場合

保険証が使える場合	保険証が使えない場合
<ul style="list-style-type: none"> 急性または亜急性の外傷性の打撲、捻挫、挫傷（肉離れ等） 骨折、脱臼の応急処置 医師の同意がある骨折、脱臼 	<ul style="list-style-type: none"> 日常生活からくる疲労・肩こり・腰痛・体調不良等・スポーツによる筋肉疲労、負傷原因が不明の筋肉痛に対する施術 保険医療機関で同じ負傷等を治療中の場合 症状の改善が見られない長期の施術 打撲、捻挫が治ったあとの漠然とした施術、マッサージ代替りの利用 業務中や通勤途中に起きた負傷で労災保険が適用される場合

はり・きゅうにかかる場合

保険証が使える場合	保険証が使えない場合
下記の疾患で、医師の発行した同意書または診断書がある場合 神経痛、リウマチ、頸腕症候群、五十肩、腰痛症、頸椎捻挫後遺症	<ul style="list-style-type: none"> 医師の同意書または診断書がない場合 保険医療機関で同じ対象疾患の治療を受けている場合

マッサージにかかる場合

保険証が使える場合	保険証が使えない場合
下記の疾患で、医師の発行した同意書または診断書がある場合 筋麻痺、関節拘縮	<ul style="list-style-type: none"> 医師の同意書または診断書がない場合 疲労回復や慰安を目的としたマッサージ

（注意事項）

- ◎「療養費支給申請書」の委任欄に署名、捺印をする際は、その月の施術がすべて終わった後に記載内容をよく確認したうえで、必ず施術を受けたご自身が行ってください。
- ◎柔道整復師の施術を受ける際は負傷の原因を正確に伝え、保険証が使えるかご相談ください。
- ◎施術が長期にわたる場合は内科的要因も考えられます。医師の診断を受けましょう。
- ◎領収書は必ず受け取り大切に保管してください。

本組合へ保険請求のありました接骨院・整骨院、はり・きゅう、マッサージにつきましては、医療費の適正化を図るため、施術内容の審査を神奈川県国民健康保険団体連合会へ委託しております。施術日、施術内容等について、神奈川県国民健康保険団体連合会よりアンケート調査をさせていただく場合がございます。ご協力をお願いします。